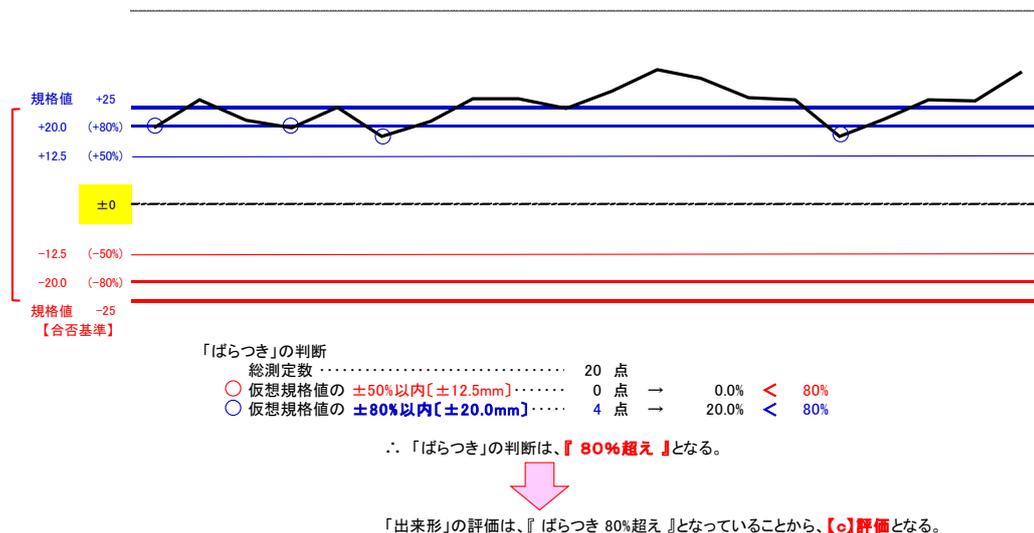


規格値が下限値のみの場合のばらつき判断について

平成31年度以降、規格値が下限値のみの場合は、仮想上限値を設定し、ばらつき判断を行うことを徹底していきます。

なお、規格値が下限値のみの場合に、施工者が規格値の範囲内で独自に中央値と上下限値を変更し、施工前に発注者と協議している場合（中央値と上下限値の幅は、仕様書上の設計値と規格値の幅を上限とする）は、施工者から協議のあった上下限値の範囲で50%、80%のばらつき判断を行うことが可能です。

1. 事前協議がない場合のばらつき判断【舗装工の幅】



2. 「設計値+20mm」で現場施工したい旨の事前協議があった場合のばらつき判断【舗装工の幅】

